

1 個人情報取扱業務 新規登録について

※業務開始年月日順

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務開始年月日	収集の方法
1	自治振興課	旧鳩ヶ谷市政 施行20周年 記念事業タイム カプセル収納品返却 関連業務	旧鳩ヶ谷市政施行20周年記念事業として埋設されたタイムカプセル内収納品を関係者に返却するため、必要な個人情報を収集するもの。	旧鳩ヶ谷市関係者	平成29年4月1日	本人収集 本人以外 (本人同意)
2	障害福祉課	川口市障害者福祉計画等策定業務	川口市障害者福祉計画等策定にあたり、市民に対してアンケート調査等を行う際に、必要な個人情報を収集するもの。	住民基本台帳に登録されている市民	平成29年4月1日	本人以外 (法令等)
3	産業労働政策課	市内産業の振興に関する懇談会業務	平成23年4月に施行された「川口市産業振興指針」を施行してから6年が経過し、市内経済状況も大きく変化していることから改定する。その際本市の産業振興に関して、幅広い分野の方々のご意見を伺うための「市内産業の振興に関する懇談会」を開催及び運営するにあたり、必要な個人情報を収集するもの。	市内産業の振興に関する懇談会委員	平成29年4月1日	本人収集 本人以外 (本人同意)
4	産業振興課	川口市商店改修事業補助金交付業務	川口市商店改修事業補助金制度の創設に伴い、補助対象者を市内の住民基本台帳に登録されている個人として、ことから住民基本台帳の確認を行うもの。また、納期の到来している市税の完納を、補助要件の1つとしていることから、申請者の市税の納付状況を確認するもの。	本市の住民基本台帳に登録されている個人及び本市に法人開設されている法人の内、本補助金申請者	平成29年4月1日	本人収集 目的外
5	産業振興課	市産品フェア事業	市産品フェア事業において、講演会等の申込の際、申込者に関する必要な個人情報を収集するもの。	講演会等の申込者	平成29年4月10日	本人収集
6	青少年対策室	川口市いじめから子どもを守る委員会業務	川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例に基づく相談業務実施のため、川口市いじめから子どもを守る委員会委員及びいじめの相談に係る子ども・保護者・市民を対象の範囲として、相談・調査等業務遂行に必要な個人情報を収集するもの。	川口市いじめから子どもを守る委員会委員 いじめの相談に係る子ども・保護者・市民	平成29年4月13日	本人収集 本人以外 (本人同意)

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
7	産業労働 政策課	産業振興指 針等改定業 務支援委託	市内事業所の事業の現況や 意見を把握し産業振興指針 等改定の基礎資料とするた め、必要な個人情報を収集す るもの。	市内事業者向けア ンケートの回答者	平成29年5月24日	本人収集
8	農業委員 会事務局	川口市農地 情報登録制 度に係る業務	農地の賃貸借などに関する 情報を収集し、農地の買い受 け又は借り受けを希望する耕 作希望者に広く提供すること で、農業者の経営規模の拡大 促進など、農地の有効利用の 促進を目的とする農地情報登 録制度が平成29年8月1日か ら開始されたことに伴い、当 該制度を利用しようとする農 地所有者及び耕作希望者の情 報を整理するため、必要な 個人情報を収集するもの。	農業者及び農地所 有者	平成29年8月1日	本人収集
9	収集業務 課	全市一斉ク リーンタウン 作戦業務	全市一斉クリーンタウン作戦 実施に係り、川口市クリーン 推進員の委嘱者に対し、事 業への協力依頼文書を発送 するため、必要な個人情報を 収集するもの。	川口市クリーン推 進員委嘱者	平成29年8月29日	目的外
10	下水道管 理課	水洗化促進 活動に関する 業務	公共下水道事業における供 用区域内の住民は、水洗化 による利益を享受する受益者 であるとともに、公衆衛生の 確保、公共用水域の水質保 全等の下水道の公共的機能 の発揮を支え、費用負担を行 うことで下水道の経営を支え る主体でもあることから、公 共下水道への接続工事を行 っていただくよう、共同住宅 賃貸のマンション、アパート 及び店舗等のオーナー(土地・ 家屋の所有者)に戸別訪問を 行うため、必要な個人情報を 収集するもの。	公共下水道未接続 者	平成29年10月20日	本人収集 本人以外 (本人同意) (法令等) 目的外
11	学務課	川口市立高 等学校教育 支援基金寄 附募集関係 業務	川口市立高等学校の生徒等 に対し、教育活動を支援する 事業の実施に要する経費の 財源に充てるために設置され た、川口市立高等学校教育 支援基金にかかる寄附金の 受納を取り扱うため、必要な 個人情報を収集するもの。	川口市立高等学校 教育支援基金への 寄附者	平成29年11月1日	本人収集

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
12	農政課	園芸用施設 設置等の状 況把握調査 業務	農林水産省が行う園芸用施設設置等の状況把握調査の回答に必要な情報を収集するため、必要な個人情報を収集するもの。	農地基本台帳掲載 の農業者	平成29年11月17日	本人収集 本人以外 (国・他の自治体・他 の実施機関)

※収集の方法欄の「本人」とは、その本人から直接個人情報を収集する場合です。

※収集の方法欄の「本人以外」とは、本人以外から個人情報を収集する場合で、本人の同意がある場合や法令等で定められている場合等があげられます。

※収集の方法について、「本人以外」の場合にどのような根拠で収集しているかがわかるよう、「本人以外」の記載の下に括弧書きで記載しております。

※収集の方法欄の「目的外」とは、同じ実施機関の別の業務で収集した個人情報を利用する場合です。

2 個人情報取扱業務 修正について

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	介護保険課	特別養護老人ホーム待機者実態調査	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「長寿支援課」から「介護保険課」に、個人情報保護管理責任者名を「長寿支援課長」から「介護保険課長」に変更し、併せて登録番号を変更するもの。	平成29年4月1日
2	産業振興課	かわぐち技能フェスタ業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「産業振興課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「産業振興課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
3	産業振興課	レンタサイクル業務	組織改正により登録番号を振り直したため。	登録番号を変更するもの。	平成29年4月1日
4	産業振興課	川口市空き店舗活用事業補助金交付業務	組織改正により登録番号を振り直したため。	登録番号を変更するもの。	平成29年4月1日
5	経営支援課	商工勤労ニュース発行業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
6	経営支援課	融資業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
7	経営支援課	法律に基づき委任された認定業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
8	経営支援課	産学官連携事業業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
9	経営支援課	経営支援関係講座等開催事業	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
10	経営支援課	創業支援事業業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
11	経営支援課	労使講座開催業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
12	経営支援課	永年勤続優良従業員表彰業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
13	経営支援課	川口市産業技術・技能者顕彰業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
14	経営支援課	新社会人パワーアップセミナー業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
15	経営支援課	離職者教育訓練費助成金業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
16	経営支援課	勤労者定期健康診断料補助金交付業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
17	経営支援課	川口市勤労者早朝野球大会業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
18	経営支援課	川口市労働会館管理業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
19	経営支援課	川口市産業文化会館管理業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
20	経営支援課	就職支援・相談事業業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
21	経営支援課	川口市経済部指定管理者候補者選定専門委員会	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
22	経営支援課	女性社会進出事業業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
23	経営支援課	勤労福祉サービスセンター補助事業	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
24	経営支援課	シルバー人材センター補助事業	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名並びに登録番号を変更するもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
25	街路事業課	都市計画道路街路整備業務	事業説明会開催を目的として、都市計画道路における街路整備業務に関わる納税義務者等への連絡先等を調査するため。	都市計画道路における街路整備業務に関わる納税義務者情報等及び居住者(借家人等)の情報(氏名、住所)について、市民課からの目的外利用を開始するもの。	平成29年7月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
26	防災課	被災者支援システム運用業務	被災者台帳作成業務に個人番号を用いる可能性があり、それに伴い被災者支援システム業務の個人情報取扱業務登録に、特定個人情報を追加するもの。(他のシステムとの連携はなく、災害時に住基情報をcsv形式で移動することを想定しているため、平常時は個人情報及び特定個人情報は保有しておらず、取り扱っていない。)	「収集・記録される個人情報の項目」に「特定個人情報」を追加するもの。	平成29年7月9日
27	東部土地区画整理事務所	土地区画整理事業清算金の徴収・交付業務	土地区画整理事業清算金の徴収・交付業務における生活困窮者に対する執行停止処分を検討するにあたり、軽自動車の課税の有無の調査が必要なため、市民税課の軽自動車税賦課調停業務を目的外利用するもの。	市民税課から対象者の氏名・住所・課税情報を目的外利用するもの。	平成29年7月12日
28	市民税課	市・県民税賦課調定業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
29	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
30	国民年金課	国民年金給付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
31	市民課	住民基本台帳関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
32	芝支所	住民基本台帳関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
33	新郷支所	住民基本台帳関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
34	神根支所	住民基本台帳関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
35	安行支所	住民基本台帳関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
36	戸塚支所	住民基本台帳関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
37	鳩ヶ谷支所	住民基本台帳関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
38	川口駅前行政センター	住民基本台帳関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
39	生活福祉1課・2課	中国残留邦人等に対する支援給付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
40	介護保険課	要介護(支援)認定業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
41	介護保険課	介護保険資格管理業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
42	介護保険課	介護保険料賦課徴収業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
43	介護保険課	介護保険給付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
44	障害福祉課	身体障害者手帳交付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
45	障害福祉課	補装具交付等業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
46	障害福祉課	自立支援医療 (更生医療)給付 業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
47	障害福祉課	障害者等福祉手 当支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
48	障害福祉課	重度心身障害者 医療費助成業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
49	障害福祉課	日常生活用具給 付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
50	障害福祉課	特別児童扶養手 当支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
51	障害福祉課	精神障害者保健福祉手帳交付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
52	障害福祉課	自立支援医療(精神通院)受給者証交付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
53	障害福祉課	自立支援福祉サービス業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
54	障害福祉課	自立支援医療(育成医療)給付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
55	障害福祉課	障害児通所給付費業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
56	障害福祉課	川口市地域活動支援センター事業	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
57	障害福祉課	日中一時支援事業	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
58	子ども育成課	児童扶養手当業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
59	子ども育成課	ひとり親家庭自立支援給付金業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
60	子ども育成課	児童手当業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
61	子ども育成課	ひとり親家庭等医療費支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
62	子ども育成課	子ども医療費支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
63	保育入所課	保育所等入所関係事務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
64	保育入所課	幼稚園就園奨励費等補助金業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
65	保育入所課	支給認定関係事務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
66	国民健康保険課	療養給付関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
67	国民健康保険課	高額療養費支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
68	国民健康保険課	療養費支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
69	国民健康保険課	出産育児一時金・葬祭費他支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
70	国民健康保険課	高額介護合算療養費支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
71	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
72	国民健康保険課	国民健康保険賦課業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
73	国民健康保険課	国民健康保険税滞納整理業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
74	高齢者保険事業室	後期高齢者医療資格管理業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
75	高齢者保険事業室	後期高齢者医療給付関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
76	高齢者保険事業室	高額介護合算療養費支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
77	保健センター	未熟児養育医療	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
78	保健センター	母子健康手帳交付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線による結合」を「有」にするもの。	平成29年7月18日
79	開発審査課	開発行為等に関する業務	現在、固定資産税課が保有する課税データ(土地の課税地目、建物の用途、土地・建物の課税開始年月日)については電話等により照会を行っているが、非効率的であることから今後は、システム化を図り端末から課税情報を閲覧できるようにするため。	固定資産税課からの目的外利用について、電磁的記録での提供を受けることとする。	平成29年8月1日
80	開発審査課	中高層建築物の建築計画関係業務	固定資産税課が保有している税情報(家屋の延床面積・各住戸面積、住戸数、最高の高さ等)のデータを元に中高層条例の対象となる物件を把握する必要があるため。	家屋の延床面積、家屋の最高の高さ、家屋の住戸数、家屋の各階及び各住戸の面積について、固定資産税課から目的外利用を開始するもの。	平成29年8月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
81	開発審査課	ワンルームマンションの建築計画関係業務	固定資産税課が保有している税情報(家屋の延床面積・各住戸面積、住戸数等)のデータを元にワンルーム条例の対象となる物件を把握する必要があるため。	家屋の延床面積、家屋の最高の高さ、家屋の住戸数、家屋の各階及び各住戸の面積について、固定資産税課から目的外利用するもの。	平成29年8月1日
82	子ども育成課	母子父子寡婦福祉資金貸付業務	平成30年4月の中核市移行に伴い、埼玉県から母子父子寡婦福祉資金貸付事業の事務移譲を受けるにあたり、借受者の現住所確認を行い、当市への譲渡対象債権を確定させ、借受者に事務移譲の通知をするために必要な個人情報を収集するもの。	埼玉県から母子父子寡婦福祉資金貸付事業の権限移譲を受けることに伴い、埼玉県及び本市市民課から福祉資金借受者の個人情報収集するため、収集の方法の項目に、目的外及び本人以外を加える。なお、本人以外からの収集の根拠は国・他の自治体・他の実施機関からの収集とする。保有する個人情報記録の名称に「埼玉県母子父子寡婦福祉資金登録者リスト」を加える。なお、記録形態は電磁的記録とする。氏名・生年月日・現住所・転出先住所について、市民課から個人情報の目的外利用を開始するもの。また、同情報を埼玉県東部中央福祉事務所に外部提供するもの。	平成29年11月9日 (市民課からの目的外利用の開始は平成29年11月22日、埼玉県東部中央福祉事務所への外部提供の開始は平成29年12月1日)
83	市民税課	軽自動車税賦課調定業務	納税義務者の住所調査について、従来は他市区町村に文書照会していたが、個人番号利用事務の開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを介して調査が可能になった。しかし、氏名・生年月日だけの突合では本人特定が不可能な場合があり、その問題を解消するため、従来から目的外利用していた個人情報に加え、住民基本台帳コードの目的外利用を開始するもの。	「目的外利用をした保有個人情報の項目」に住民基本台帳コードを追加するもの。	平成30年1月4日
84	国民年金課	国民年金保険料免除申請書作成業務	厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、特定個人情報を収集することとなったため、修正するもの。	収集・記録される個人情報の項目の特定個人情報(個人番号)を「有」とする。	平成30年3月5日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
85	国民年金課	国民年金適用業務	厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、特定個人情報を収集することとなったため、修正するもの。	収集・記録される個人情報の項目の特定個人情報(個人番号)を「有」とする。	平成30年3月5日
86	国民年金課	国民年金被保険者名簿作成業務	厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い修正するもの。	収集・記録される個人情報の項目の特定個人情報(個人番号)を「有」とする。	平成30年3月5日
87	国民年金課	国民年金保険料未納者対策業務	厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い修正するもの。	収集・記録される個人情報の項目の特定個人情報(個人番号)を「有」とする。	平成30年3月5日

3 個人情報取扱業務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	業務の名称	廃止の理由	廃止年月日
1	長寿支援課	特別養護老人ホーム待機者実態調査	介護保険課への業務移管のため	平成29年3月31日

4 個人情報取扱業務 目的外利用・外部提供について

※開始月日順

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
1	納税課	滞納整理業務	目的外利用	産業振興課	川口市商店改修事業補助金交付業務	平成29年4月1日	本人同意	川口市商店改修事業補助金制度の創設に伴い、納期が到来している市税の完納を、補助要件の1つとしていることから、補助金申請者の市税の納付状況の確認を行うため。
2	市民課	住民基本台帳関係業務	目的外利用	産業振興課	川口市商店改修事業補助金交付業務	平成29年4月1日	本人同意	川口市商店改修事業補助金制度の創設に伴い、納期が到来している市税の完納を、補助要件の3つとしていることから、補助金申請者の市税の納付状況の確認を行うため。
3	国民健康保険課	国民健康保険税滞納整理業務	目的外利用	産業振興課	川口市商店改修事業補助金交付業務	平成29年4月1日	本人同意	川口市商店改修事業補助金制度の創設に伴い、納期が到来している市税の完納を、補助要件の2つとしていることから、補助金申請者の市税の納付状況の確認を行うため。
4	市民課	住民基本台帳関係業務	目的外利用	街路事業課	都市計画道路街路整備業務	平成29年7月1日	法令等	街路整備業務に関わる説明会開催を目的として、納税義務者情報等及び居住者(借家人等)の情報(氏名、住所)を調査するため。
5	市民税課	軽自動車税賦課調定業務	目的外利用	東部土地区画整理事務所	土地区画整理事業清算金の徴収・交付業務	平成29年7月12日	法令等	清算金徴収業務において滞納処分のために必要な財産調査を行うため。
6	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	開発審査課	開発行為等に関する業務	平成28年5月26日 ※修正日は平成29年8月1日	相当の理由・権利利益を害しない	現在、固定資産税課の課税データ(土地の課税地目、建物の用途、土地・建物の課税開始年月日)については電話等により照会を行っているが、非効率であることから今後は、システム化を図り端末から課税情報を閲覧できるようにするため。
7	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	開発審査課	中高層建築物の建築計画関係業務	平成29年8月1日	相当の理由・権利利益を害しない	ワンルーム条例は、1住戸あたり40㎡未満の共同住宅を対象としており、新規に建築するものについては、平成29年1月1日から施行した。平成30年1月1日からは一部の適用除外規定が解除され、既存の共同住宅も対象となるとともに管理者等の情報が記載されている連絡先表示板の設置が義務付けられる。一方、中高層条例は最高の高さが10mを超える建築物が対象であるがワンルーム条例と重複するケースが多い。よって、市内の既存建築物が両条例の対象となるか否かを判断する必要があるため。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
8	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	開発審査課	ワンルームマンションの建築計画関係業務	平成29年8月1日	相当の理由・権利利益を害しない	ワンルーム条例は、1住戸あたり40㎡未満の共同住宅を対象としており、新規に建築するものについては、平成29年1月1日から施行した。平成30年1月1日からは一部の適用除外規定が解除され、既存の共同住宅も対象となるとともに管理者等の情報が記載されている連絡先表示板の設置が義務付けられる。よって、既存の建築物に対してもワンルームマンション条例の対象となるか否かを把握する必要があるため、固定資産税課からの目的外利用を開始する。
9	農業委員会事務局	川口市農地情報登録制度に係る業務	外部提供	農地の買受け又は借受けを希望する耕作希望者		平成29年8月1日	本人同意	農地の賃貸借などに関する情報を収集し、農地の買受け又は借受けを希望する耕作希望者に広く提供することで、農業者の経営規模の拡大促進など、農地の有効利用の促進を目的とする農地情報登録制度が平成29年8月1日から施行されたことに伴い、当該制度を利用しようとする農地所有者及び耕作希望者の情報を整理するため。
10	廃棄物対策課	クリーン推進員制度関係事業	目的外利用	収集業務課	全市一斉クリーンタウン作戦事業	平成29年9月1日	相当の理由・権利利益を害さない	全市一斉クリーンタウン作戦実施に係り、川口市クリーン推進員の委嘱者に対し、事業への協力依頼文書を発送するため。
11	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	下水道管理課	水洗化促進活動に関する業務	平成29年10月20日	法令等	公共下水道事業における供用区域内の住民は、水洗化による利益を享受する受益者であるとともに、公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全等の下水道の公共的機能の発揮を支え、費用負担を行うことで下水道の経営を支える主体でもあることから、公共下水道への接続工事を行っていただくよう、共同住宅賃貸のマンション、アパート及び店舗等のオーナー（土地・家屋の所有者）に戸別訪問を行うため、当該情報を固定資産課から目的外利用するもの。
12	農業委員会事務局	農地関係台帳業務	外部提供	農政課	園芸用施設設置等の状況把握調査業務	平成29年11月17日	相当の理由・権利利益を害しない	農林水産省が行う園芸用施設設置等の状況把握調査の回答に必要な情報を収集するため。
13	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	子ども育成課	母子父子寡婦福祉資金貸付業務	平成29年11月22日	相当の理由・権利利益を害しない	平成30年4月の中核市移行に伴い、埼玉県から母子父子寡婦福祉資金貸付事業の事務移譲を受けるにあたり、借受者の現住所確認を行い、当市への譲渡対象債権を確定させるため。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
14	子ども育成課	母子父子寡婦福祉資金貸付業務	外部提供	埼玉県東部中央福祉事務所		平成29年12月1日	相当の理由・権利利益を害しない	平成30年4月の中核市移行に伴い、埼玉県から母子父子寡婦福祉資金貸付事業の事務移譲を受けるにあたり、借受者の現住所確認結果を提供することで、当市への譲渡対象債権を確定させるため。
15	市民課	住民基本台帳関係業務	目的外利用	市民税課	軽自動車税賦課調定業務	平成30年1月4日	法令等	納税義務者の住所調査について、従来は他市区町村に文書照会していたが、個人番号利用事務の開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを介して調査が可能になった。しかし、氏名・生年月日だけの突合では本人特定が不可能な場合があり、その問題を解消するため、従来から目的外利用していた個人情報に加え、住民基本台帳コードの目的外利用を開始するもの。